

# 射水市教育委員会 2 月 定例会 次第

日 時 平成 2 8 年 2 月 2 3 日(火)

午後 1 時 3 0 分

場 所 下庁舎 201 会議室

## 1 会議録の承認

## 2 教育長の報告

- (1) 射水市議会 3 月定例会会期日程について 資料 1
- (2) 平成 2 7 年度 3 月補正予算について 資料 2
- (3) 射水市議会 3 月定例会提出議案について 資料 3
- (4) 平成 2 8 年度予算(案)概要について [当日配布]資料 4

## 3 各課等の報告事項

- (1) 平成 2 7 年度末教員異動方針について 資料 5
- (2) 学校医等の委嘱について (学校教育課)資料 6
- (3) 平成 2 7 年度マイスター教員公開授業等について (教育センター)資料 7
- (4) 平成 2 7 年度卒業(修了)式及び平成 2 8 年度入学(園)式について (学校教育課)資料 8
- (5) 小杉焼の蒐<sup>しゅうしゅう</sup>集について (新湊博物館)資料 9
- (6) 教育委員会行事予定 資料 10

## 4 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 ( ) 時 分

平成28年3月射水市議会定例会会期日程（案）

会期17日間

3月 2日(水)	午前10時	本会議	日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 会期の決定 日程第3 市長の提案理由の説明（質疑） 日程第4 予算特別委員会の設置及び議案の付託 日程第5 各議案の委員会付託
	本会議終了後		全員協議会（報告事項説明）
3月 3日(木)			議案調査日
3月 4日(金)			議案調査日
3月 5日(土)			休 会
3月 6日(日)			休 会
3月 7日(月)			議案調査日
3月 8日(火)	午前10時	本会議	日程第1 代表質問
3月 9日(水)	午前10時	本会議	日程第1 一般質問
3月10日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月11日(金)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月12日(土)			休 会
3月13日(日)			休 会
3月14日(月)	午前10時	委員会	総務文教常任委員会
3月15日(火)	午前10時	委員会	民生病院常任委員会
3月16日(水)	午前10時	委員会	産業建設常任委員会
3月17日(木)	午前10時	委員会	予算特別委員会
3月18日(金)	午後2時	本会議	日程第1 委員長報告（質疑、討論、採決） 日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

※ 招集告示 2月24日(水) 午前10時 議会運営委員会  
午後1時30分 全員協議会（議案説明）  
発言通告日 代表質問 3月3日(木) 正午  
一般質問 3月4日(金) 正午

## 平成27年度3月一般会計補正予算（案）説明書（主なもの）

歳入の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
14 款 教育費国庫補助金 学校施設環境改善交付金	△65,145	塚原小学校、大島小学校グラウンド整備費 堀岡小学校グラウンド夜間照明設置費 射北中学校グラウンド整備費
17 款 保健体育寄附金 スポーツ振興事業寄附金	100	新日本電工株式会社 指定寄附

歳出の内訳

（単位：千円）

補正区分	補正額	補正額の主な内訳
10 款 教育費 塚原小学校グラウンド整備費	△52,800	
大島小学校グラウンド整備費	△133,717	
堀岡小学校グラウンド夜間照明 設置費	△31,400	
射北中学校グラウンド整備費	△145,030	
芸術文化振興費	△2,119	文化振興財団運営補助金人件費減額に伴い
新湊中央文化会館管理運営費	3,000	大ホール・中ホール兼用プロジェクター更新
スポーツ推進事務管理費	△4,650	体育協会事務局費補助金人件費減額に伴い
スポーツ行事推進費	100	カローリング市長杯カップ購入

議案第 号

射水市生涯学習センター条例の制定について

射水市生涯学習センター条例を次のように定める。

平成28年3月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市生涯学習センター条例

(設置)

第1条 市民に対し生涯学習、スポーツ及びレクリエーションの機会並びに交流の場を提供するため、射水市生涯学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生涯学習センター	射水市三ヶ1769番地10

(職員)

第3条 センターにセンター長、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、射水市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めた

ときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 毎月第3日曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用者の資格)

第6条 センターを使用することができる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、センターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に使用の制限その他必要な条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) センターの建物、付属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不適當と認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定によりセンターの使用の許可を受けた者

(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上特に支障があると認めるとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかったとき。
- (2) 使用者が、使用日前10日までに当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき（第9条の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) センターの使用の許可等に関する業務
- (3) センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条、第5条及び第7条から第9条までの規定の適

用については、第4条中「射水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 指定管理者は、法令、条例その他教育委員会の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

（利用料金）

第18条 第15条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合において、使用者は、第10条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、第10条に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 使用者は、時間超過に係る利用料金を除き、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、その使用後に納めることができる。

4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。



6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第12条の規定を準用し、その全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(射水市小杉勤労青少年ホーム条例の廃止)

2 射水市小杉勤労青少年ホーム条例(平成17年射水市条例第97号)は、廃止する。

(射水市働く婦人の家条例の廃止)

3 射水市働く婦人の家条例(平成17年射水市条例第98号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、射水市働く婦人の家条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条関係）

室名	使用料（1時間当たり）
相談室	200円
和室（1面）	300円
和室（全面）	600円
料理実習室	400円
講習室	300円
軽運動室	500円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 同時に2室以上を使用する場合は、それぞれの使用料を合算する。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合の使用料の額は、使用料（超過時間がある場合は、当該時間に係る使用料を含む。）に100分の20を乗じて得た額を増額する。
- 4 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

## 議案第 号

### 射水市生涯学習センター条例の制定について

#### (説明)

小杉勤労青少年ホームと働く婦人の家の機能を統合し、市民の生涯学習の振興に資することを目的として、生涯学習センターを設置するため、新たに条例を制定するもの（公の施設の設置及び管理＝地方自治法第244条の2第1項）。

#### 1 規定内容

第1条 設置

第2条 名称及び位置

第3条 職員

第4条 開館時間

第5条 休館日

第6条 使用者の資格

第7条 使用の許可

第8条 使用の不許可

第9条 使用の許可の取消し等

第10条 使用料

第11条 使用料の減免

第12条 使用料の還付

第13条 原状回復の義務

第 1 4 条 損害賠償

第 1 5 条 指定管理者による管理

第 1 6 条 指定管理者が行う業務の範囲

第 1 7 条 指定管理者が行う管理の基準

第 1 8 条 利用料金

第 1 9 条 委任

## 2 関連条例

(1) 射水市小杉勤労青少年ホーム条例

(2) 射水市働く婦人の家条例

## 3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

議案第 号

射水市体育施設条例の一部改正について

射水市体育施設条例の一部を次のように改正する。

平成28年3月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市体育施設条例の一部を改正する条例

射水市体育施設条例（平成17年射水市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条の表海老江体育館の項を削る。

第4条の2第1項中「海老江体育館、本江体育館」を「本江体育館」に改める。

別表1海老江体育館の項を削る。

別表2第2項中「海老江体育館、本江体育館」を「本江体育館」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 号

射水市体育施設条例の一部改正について

(説 明)

公共施設の見直しにおいて、海老江体育館を廃止するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

海老江体育館に係る規定を削除するもの。

2 施行期日

平成28年4月1日

議案第 号

射水市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

射水市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例を次のように定める。

平成28年3月 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例

射水市視聴覚ライブラリー条例（平成17年射水市条例第89号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 号

射水市視聴覚ライブラリー条例の廃止について

(説明)

公共施設の見直しにおいて、平成28年3月31日をもって視聴覚ライブラリーを廃止するため、条例を廃止するもの。

施行期日

平成28年4月1日



## 平成 27 年度末教員異動方針

富山県教育委員会

本県教育界の将来を見通し、全県的視野にたつて適材を適所に配置し、もつて教育活動の活性化を図り、教育水準の向上を期する。

## 1 登 用

## (1) 校 長

- ア 県立学校長については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営について、十分な識見と指導力・統率力を有する者の中から適格者を任用する。
- イ 小中学校長については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営について、十分な識見と指導力・統率力を有する者で、富山県公立小中学校長任用候補者名簿に登載された者の中から適格者を任用する。

## (2) 教 頭

- ア 県立学校教頭については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営と教育指導について、識見・能力を有する者の中から適格者を任用する。
- イ 小中学校教頭については、学歴、年齢、性別にこだわらず、相当の教育実績を有し、学校の管理運営と教育指導について、識見・能力を有する者で、富山県公立小中学校教頭任用候補者名簿に登載された者の中から適格者を任用する。

## 2 転 任

- (1) 市町村教育委員会等との密接な連携のもとに、全県的な視野に立ち、広く交流を行う。
- (2) 本人の住所、希望等については配慮するが、教育活動の活性化と教育水準の向上を図ることを第一義として、適正な配置を行う。
- (3) へき地学校、小規模学校、特別支援学校及び高等学校定時制・通信制課程の教育を、さらに充実させるために交流を行う。
- (4) 同一校勤務が長期にわたる者については、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。
- (5) 同一校勤務が2年に満たない者は、原則として転任させない。

## 3 新規採用教員

平成28年度富山県公立学校教員任用候補者名簿に登載された者の中から採用する。

平成27年度末教員異動方針の留意事項  
－市町村立学校について－

富山県教育委員会

平成27年度末教員異動方針に基づく人事異動を実施するにあたり、市町村立学校に係る異動については、下記の事柄に留意するものとする。

記

- 1 「教育水準の向上を期する」について
  - (1) 教員の資質向上と教育活動の活性化を図る人事
    - ア 教育実績、年齢等について均衡のとれた教員構成となるように努める。
    - イ 地域の実態や教育的課題をふまえ、広域的な見地にたって交流を行う。
    - ウ 学校に勤務する教員と教育機関勤務者との交流を積極的に進める。
    - エ 教員の資質向上を図り、幅広く人材を求めるために、校種間等の交流を積極的に進める。
  - (2) 学習指導の向上を図る人事
    - ア 小学校においては、教員の専門教科に留意し、均衡のとれた配置になるように努める。
    - イ 中学校においては、免許外教科担任を解消できる教員配置になるよう努める。
    - ウ 指導方法の工夫など、個に応じた教育の推進に対応できる教員配置になるよう努める。
  - (3) 生徒指導の充実を図る人事
    - ア 校長の異動については、生徒指導上の課題に適切に対応できるよう配慮する。
    - イ 各学校には、その地域の実情に通じた教員を配置するように努める。
    - ウ 教員の異動は、市町村教育委員会の管轄区域にとらわれず広域的に行う。
- 2 「登用」について  
管理職の年齢構成に配慮し、中長期的な見通しのもとに適格者の登用に努める。  
→ 若手の管理職や機関等勤務者の登用に努める。
  - (1) 校長  
市町村教育長の内申及び面接の結果を総合的に勘案し、当面する教育上の諸問題に対応できる人物を登用する。
  - (2) 教頭  
選考結果とともに勤務校における教育課題解決能力・実績等を勘案して登用する。
- 3 「転任」について
  - (1) 学校運営の安定化を図り、各学校の教育上の諸問題（特色ある教育活動の展開、研究指定の推進、基礎学力の向上、生徒指導の充実、進路指導の充実等）に適切に対応するために、
    - ア 校長・教頭の同時転任は原則として行わない。
    - イ 同一校勤務が2年に満たない者は原則として転任を行わない。
  - (2) 幅広く人材を求め、学校の活性化と教員の資質向上を図るために、
    - ア 校種間、地教委間、事務所間等の交流を積極的に進める。
    - イ 学校に勤務する教員と教育機関に勤務する教員との交流を積極的に進める。
    - ウ 同一校勤務が長期にわたる者は、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。
    - エ 新規採用後、長期にわたって同一校に勤務している者については、積極的に転任の対象とする。（採用後10年の間に2つ以上の校種を経験させるように努める。）
  - (3) 機関等勤務者については、専門性や適性ととともに指導力、事務処理能力等を十分有する者の中から任用する。
- 4 その他
  - (1) 新規採用教員は、学校規模、研修体制、初任者に対する指導教員等の諸条件を勘案して配置する。
  - (2) 自己都合による退職希望者の早期把握に努め、適正な人事配置を行う。
  - (3) 管理職の希望による降任制を実施する。
    - ア 管理職の降任については、本人の申し出により県教育委員会が決定し、年度末異動の一環として行うものとする。
    - イ その他、必要なことについては、「希望による降任制度実施要領」によるものとする。

## 平成28年度学校医等の委嘱について

このことについて、射水市医師会、射水市歯科医師会及び射水市学校薬剤師会から、別紙「平成28年度 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(案)」のとおり推薦をいただきました。なお、退任及び新任については、下記のとおりです。

学校名	区分	退任	新任
大島小学校	学校医(内科)	島崎 圭一	木田 和典 (木田小児科医院)
大門中学校	学校医 (内科協力医)	道振 義治	—
塚原小学校	学校薬剤師	宮嶋 典子	奥村 真樹 (アモールいみずの薬局)

## 平成 28 年度 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表(案)

平成 28 年 4 月 1 日

学 校 名	学校医 (内科)	// (耳鼻科)	// (眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
放生津小学校	田中 道夫	村井 満	越野 豊	松木 基祐	永野 康己
新湊小学校	姫野 洋一 乙田 万里子	村井 満	越野 豊	森永 丈策	酢谷 睦美
作道小学校	山崎 雅和	村井 満	木戸美奈子	高畑 保夫	永野 康己
片口小学校	大野 太郎 田中 道夫	村井 満	越野 豊	山田 正昭	高松 宏成
堀岡小学校	乙田 万里子	村井 満	木戸美奈子	織田 武吉	高松 宏成
東明小学校	村上 薫	村井 満	越野 豊	三崎 広樹	宮嶋 典子
塚原小学校	麻生 正邦	村井 満	木戸美奈子	青木 一登	奥村 真樹
小杉小学校	渋谷 敏幸 高島 章司 高橋 徹(三ヶ)	真鍋 恭弘	大角智壽子	中沖 一人	小西 俊英
金山小学校	吉崎 達郎	長崎 正男	大角智壽子	高島 隆	荒谷 一樹
歌の森小学校	木田 和典	真鍋 恭弘	舘 奈保子	大谷 敦志	高田 良子
太閤山小学校	富川 正樹 大角 誠治	長崎 正男	大角智壽子	片口 宗久	荒谷 裕子
中太閤山小学校	木田 和典 松本 邦彦	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	澤井 由紀子
大門小学校	豊田 貢一 道野 義治 澤田 寛雅也 太田 雅也	長崎 正男	大角智壽子	山崎 史晃 高田 恒弘	山崎 睦子
下村小学校	高橋 徹(三ヶ)	長崎 正男	大角智壽子	和田 三茂	小西 俊英
大島小学校	木田 和典 豊田 貢一	長崎 正男	舘 奈保子	奥村 俊晴	森永 泉

学 校 名	学校医 (内科)	// (耳鼻科)	// (眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
新湊中学校	矢野 博明	村井 満	越野 豊	安田 篤	永野 康己
新湊南部中学校	宮林弘太郎	村井 満	木戸美奈子	武 俊夫	撰津 樹
射北中学校	乙田 万里子	村井 満	木戸美奈子	織田 武吉	宮嶋 典子
小杉中学校	木田 和典 北林 正宏 高橋 徹(三ヶ)	真鍋 恭弘	大角智壽子	高島 隆	撰津 樹
小杉南中学校	渋谷 敏幸 大角 誠治	真鍋 恭弘	大角智壽子	黒川勇次郎	撰津 樹
大門中学校	駒井 理 木田 和典 野澤 寛	長崎 正男	大角智壽子	岩井 健治	山崎 禎直

幼稚園名	学校医 (内科)	// (耳鼻科)	// (眼科)	学校歯科医	学校薬剤師
本江幼稚園	村上 薫	村井 満	越野 豊	三崎 広樹	宮嶋 典子
七美幼稚園	木田 和典	村井 満	木戸美奈子	三崎 広樹	宮嶋 典子
大門わかば幼稚園	藤田 克	真鍋 恭弘	舘 奈保子	清水 秀明	山崎 禎直

平成27年度 射水市マイスター教員(教科) 公開授業 日時・参観者人数  
小学校

月日	曜日	時間	学校名	氏名	学級	教科	単元	備考	若手参加者人数
6月	6月25日	木 13:50~14:40	片口小学校	寺島 優子	3年1組	算数	あまりのあるわり算		4
	6月30日	火 9:30~10:15	片口小学校	寺島 優子	3年1組	算数	あまりのあるわり算	学校訪問	5
7月	7月10日	金 9:30~10:15	東明小学校	阿尾 美晴	4年1組	国語	一つの花		9
	9月29日	火 10:40~11:25	新湊小学校	大田 恭子	2年1組	算数	未定	学校訪問	
9月	9月29日	火 13:45~14:30	東明小学校	阿尾 美晴	4年1組	国語	だれも関わり合えるように「手と心で読む」		6
	9月30日	水 10:35~11:20	中太閤山小学校	水見 卓也	6年1組	社会	明治の国づくりを進めた男たち ~西郷隆盛と大久保利通~		3
10月	10月28日	水 9:35~10:20	新湊小学校	大田 恭子	2年1組	算数	新しい計算を考えよう かけ算(1)		9
	10月28日	水 13:30~14:15	中太閤山小学校	水見 卓也	6年1組	社会	世界に歩み出した日本 ~「日本」の国際的地位の向上~	学校訪問	4
	10月28日	水 13:30~14:15	中太閤山小学校	澤橋 節子	3年2組	国語	はたらく犬について調べ、「はたらく犬もの知りカード」を作ろう	学校訪問	3
11月	11月5日	木 10:40~11:25	大島小学校	中神 紘士	6年2組	外国語	Lesson 6 What time do you get up?(2時)	学校訪問	8
	11月18日	水 9:30~10:15	大島小学校	中神 紘士	6年2組	外国語	Lesson 6 What time do you get up?(3時)		8
	11月20日	金 13:55~14:40	中太閤山小学校	澤橋 節子	3年2組	国語	感想をつたえ合おう「サーカスのライオン」		7

中学校

66

月日	曜日	時間	学校名	氏名	学級	教科	単元	備考
6月	6月11日	木 9:45~10:35	新湊南部中学校	金井 博之	3年B組	理科	酸、アルカリとイオン	学校訪問
	6月26日	金 10:45~11:35	新湊南部中学校	金井 博之	2年B組	理科	化学変化と物質の質量	
7月	7月7日	火 8:45~9:35	新湊南部中学校	金井 博之	3年A組	理科	自然環境の調査と環境保全	
	7月8日	水 9:40~10:30	射北中学校	朽木 桃代	2年D組	国語	小さな労働者	学校訪問
9月	9月14日	月 11:30~12:20	小杉中学校	川井 祐美	1年生	英語	Unit5 お祭り大好き	学校訪問
10月	10月22日	木 10:50~11:40	大門中学校	畑井 綾乃	1年1組	英語	Unit 6 ベッキーのおばあちゃん	学校訪問
	11月16日	月 14:40~15:30	大門中学校	畑井 綾乃	1年1組	英語	Speaking Plus 1 電話での応答	
11月	11月16日	月 13:30~14:20	射北中学校	朽木 桃代	2年生	国語	説得力あるプレゼンテーションをしよう	
	11月18日	水 13:35~14:25	小杉中学校	川井 祐美	1年生	英語	Unit7 サンフランシスコの学校	
1月	1月26日	火 13:35~14:25	小杉中学校	川井 祐美	1年生	英語	Speaking Plus 2 道案内	

58

# 平成27年度 射水市マイスター教員(特別支援) 学校訪問等一覧

	月日	訪問した学校等	主な訪問内容
7月	7月13日	塚原小学校	相談対象児のWISC-Ⅲ知能検査の実施
8月	8月19日	教育センター	研修会講師:「特支コーナーネーターとしての役割や特別支援の校内体制の充実について」
	8月24日	塚原小学校	検査結果の保護者への説明と支援方法について助言
12月	12月22日	塚原小学校	相談対象児のWISC-Ⅲ知能検査の実施
	12月25日	東明小学校	相談対象児のWISC-Ⅲ知能検査及び読み、書きのアセスメントと支援方法や校内支援体制について助言
	12月28日	塚原小学校	検査結果の保護者への説明と支援方法について助言
	1月15日	小杉小学校	相談対象児のWISC-Ⅲ知能検査及び支援方法や就学についての助言
2月	2月29日	中太閤山小学校	特別支援教育校内研修会の講師

## 平成27年度卒業証書授与(卒園)式及び平成28年度入学(園)式

## 参 列 者 ( 案 )

射水市教育委員会

所 属	役 職	氏 名	卒業証書授与(卒園)式			入学(園)式		
			3月			4月		
			15日(火)	16日(水)	17日(木)	7日(木)	8日(金)	8日(金)
			中学校	幼稚園	小学校	小学校	中学校	幼稚園
教育委員会	教育委員	眞岸 潤子	大門中		下村小	放生津小	射北中	
	教育委員	宮原三千代	射北中		金山小	大島小	小杉南中	
	教育委員	大代 忠男	新湊中		大島小	新湊小	小杉中	
	教育委員	織田 富子	小杉南中		大門小	小杉小	大門中	
	教育長	長井 忍	小杉中			太閤山小	新湊中	
	教育次長	尾山 伸二				大門小		本江幼
	教育次長	成田 廣昭				歌の森小	新湊南部中	
学校教育課	課 長	原 宗之				金山小		
	主 幹	杉高 浩			堀岡小			
	課長補佐	塩谷 明永			新湊小	下村小		
	係 長	野村依巳子				作道小		
	指導主事	宮崎 玉喜		大門わかば	中太閤山小			七美幼
生涯学習課	課 長	荒谷 祥樹				東明小		
	課長補佐	宮本 康博			片口小	堀岡小		
	係 長	作道 賢次			東明小			
	係 長	島 和彦			塚原小			
図書館	館 長	杉本 一幸			歌の森小			
博物館	館 長	原田 義範			作道小			
市教七	所 長	沢田 良子	新湊南部中		小杉小	中太閤山小		
	指導主事	西野 彰		七美幼	放生津小	塚原小		
	指導主事	野上 克裕		本江幼	太閤山小	片口小		大門わかば

※ 3月17日(木)予算特別委員会10:00

## 小杉焼の蒐集について

### (1) 蒐集に至る経緯

平成11年の「地域文化財・歴史的遺産継承事業」を契機に始まった『小杉焼』の蒐集は、好機を捉えながら継続的に進めてきました。

このたび、合併10年の節目の年に7年ぶりとなる大きな蒐集のチャンスに恵まれ、これまでの市所蔵36点とは趣の異なる優品や器形の小杉焼及び関係資料を新たに30点(購入20点、寄附10点)加えることができました。

これからも、地域の貴重な資料の収集と公開を図るとともに、資料を未来につなげる取り組みを推進いたします。

### (2) 平成27年度蒐集品



緑釉双耳香炉(りよくゆうそうじこうろ)



甘口加良口德利(あまくちからくちとつくり)

### (3) 公開及び活用

○『射水市収蔵品集 VOL.1 小杉焼』(A4判16頁)の刊行 平成28年3月

○平成28年4月15日(金)～6月26日(日) 射水市新湊博物館

「小杉焼200年記念展」の開催 平成27年度蒐集品を含め70数点を展示

○平成28年9月21日(水)～10月2日(日) 小杉展示館

(仮称)「小杉焼創窯200年展」の開催。旧北陸道アートイン小杉期間含む  
平成27年度蒐集品及び市所蔵品を中心に30点余を展示



平成 28 年 3 月 の 主 な 行 事 予 定

資料 10

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	火					
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日	14:00	高周波文化ホール	ふれあいの音コンサート2016「絆」inいみず あの日を忘れない	新湊中央文化会館	
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土	9:30	高周波文化ホール	彩り楽園 楽園祭(発表、作品展示、実演・体験) ~17:00	新湊中央文化会館	
13	日	9:30	高周波文化ホール	彩り楽園 楽園祭(発表、作品展示、実演・体験) ~16:00	新湊中央文化会館	
		10:30	小杉駅	小杉駅「鏝絵看板」デザイン表彰式・除幕式	生涯学習・スポーツ課	○
14	月					
15	火		市内中学校	卒業式	学校教育課	○
16	水		市内幼稚園	卒園式	学校教育課	
17	木		市内小学校	卒業式	学校教育課	○
18	金					
19	土	15:00	アイザック小杉文化ホール	若林顕・鈴木理恵子デュオリサイタル	小杉文化ホール	
		9:30	アルビス小杉総合体育センター	第10回IMIZUオープンジュニア卓球大会	生涯学習・スポーツ課	
20	日					
21	月	14:00	高周波文化ホール	春のいぶきコンサート2016	新湊中央文化会館	
22	火					
23	水					
24	木		市内幼稚園・小中学校	修了式	学校教育課	
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
29	火					
30	水					
31	木					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
2/19	4/10	新湊博物館	館蔵 石黒宗麿展				

平成 28 年 4 月 の 主 な 行 事 予 定

日 曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	金				
2	土				
3	日				
4	月				
5	火				
6	水	市内小・中学校	小中学校第1学期始業式	学校教育課	
		市内幼稚園	幼稚園第1学期始業式	学校教育課	
7	木	市内小学校	小学校入学式	学校教育課	○
8	金	市内中学校	中学校入学式	学校教育課	○
		市内幼稚園	幼稚園入園式	学校教育課	
9	土				
10	日				
11	月				
12	火				
13	水				
14	木				
15	金				
16	土				
17	日				
18	月				
19	火				
20	水				
21	木				
22	金				
23	土				
24	日	9:00 アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツフェスタ総合開会式	生涯学習・スポーツ課	教育長
25	月				
26	火				
27	水				
28	木				
29	金				
30	土				

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
2/19	4/10	新湊博物館	館蔵 石黒宗麿展				